

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定申請書等の提出に係る留意事項について

平成30年4月版【群馬県】

目次

- 1 申請書等の作成について
- 2 申請書の提出について
- 3 届出書の提出について

※認定までの流れ

申請書作成→申請予約→申請・手数料納付→認定証交付→事業開始

1 申請書等の作成について

(1) 申請書等の様式

- ・ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書 (様式第五号の二)
- ・ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書 (様式第五号の四)
- ・ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更・廃止届出書 (様式第五号の五)

(2) 申請書等の記載方法

- ・ 申請者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）は、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
 - ※ 番地、大字、漢数字、アラビア数字なども省略せずにそのまま記載してください。
- ・ 役員、株主、使用人等の氏名等は、住民票のとおりに記載してください。
- ・ 申請日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- ・ 個人印や代表者印の押印は不要です。行政書士が作成する場合は職印の押印が必要です。
- ・ 誓約書は「記名及び押印」又は「署名（押印は不要）」により作成してください。
- ・ その他、申請書の備考及び記入例に従って記載してください。

(3) 作成部数と綴り方法

- ・ 申請書は、2部（申請者の控えを除く。）を提出してください。
- ・ 申請書を提出するときは、左端2か所にパンチ穴をあけ、ひも等で綴じてください。

2 申請書の提出について

(1) 添付する証明書類等

- ・ 申請日から3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ・ 申請するときに原本を提示すれば、原本に代えてその複写（コピー）を添付することができます。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ※ 現在事項証明書は使えません。

イ 住民票

- ※ 本籍（外国人である場合は国籍等）・住所・生年月日の記載されたものです。
- ※ マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。

ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当していないことの証明）

- ※ 東京法務局登記官名で発行されますが、証明申請は法務局又は地方法務局で行ってください。

エ 法人税納税証明書（その1・納税額等証明書） 直近3年分

- ※ 税務署長が証明したものであって、未納税額がないものを提出してください。

(2) 経理的基礎（財務状況を含む。）に関する書類

ア 審査に必要な書類

申請様式：様式第五号の三（申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（第1面））

添付書類：決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及

び法人税納税証明書（その1・納税額等証明書）

※ 減価償却費が「製造原価」や「販売費及び一般管理費」の内訳に掲載されている場合は、その内訳表も併せて提出してください。

イ 追加で提出する書類

- ・ 3期連続赤字の場合や直近期が債務超過の場合は、経理的基礎を個別に審査する必要があるため、次の書類を追加で提出してください。

(ア) 3期連続赤字又は直近期が債務超過の場合

今後5年間の収支改善計画書（様式は任意）

(イ) 3期連続赤字及び直近期が債務超過の場合

中小企業診断士による経営診断書（申請するときに原本を提示すれば、原本に代えてその複写（コピー）を添付することができます。）

(ウ) 上記の書類が提出されない場合、又は収支の改善が見込まれない場合

経理的基礎を有しないと判断できるため、不認定となります。

※ 「赤字」とは損益計算書の税引前損失が計上されている状態、「債務超過」とは直近期の貸借対照表の純資産額が負である状態を指します。

(3) 申請書の提出先

ア 申請書の提出（窓口持参のみ受付）

(ア) 新規認定申請

- ・ 窓口は、次の5つの環境（森林）事務所のうち、積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する環境（森林）事務所です。複数の施設がある場合は、窓口が異なる場合がありますので、申請の際は、必ず事前に電話で予約をしてください。

中部環境事務所 廃棄物係 TEL. 027-219-2021 FAX. 027-231-1166

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1 県前橋合同庁舎 2階

管轄区域： 伊勢崎市、佐波郡、渋川市及び北群馬郡

西部環境森林事務所 廃棄物係 TEL. 027-323-5530 FAX. 027-323-5540

〒370-0805 群馬県高崎市台町4-3 県高崎合同庁舎 4階

管轄区域： 安中市、藤岡市、多野郡、富岡市及び甘楽郡

吾妻環境森林事務所 総務環境係 TEL. 0279-75-4611 FAX. 0279-75-6548

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町664 県中之条合同庁舎 2階

管轄区域： 吾妻郡

利根沼田環境森林事務所 総務環境係 TEL. 0278-22-4481 FAX. 0278-23-0409

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412 県沼田合同庁舎 2階

管轄区域： 沼田市及び利根郡

東部環境事務所 廃棄物係 TEL. 0276-31-2517 FAX. 0276-31-7410

〒373-0033 群馬県太田市西本町60-27 県太田合同庁舎東庁舎 1階

管轄区域： 太田市、桐生市、みどり市、館林市及び邑楽郡

(イ) 認定変更申請

- ・ 廃棄物処理法施行規則8条の3 8の7各号のいずれかに該当する事項を変更したい場合には、新規認定申請書を提出した環境（森林）事務所に認定変更申請書を提出してく

ださい。

- ・ 申請の際は、事前に電話で予約をしてください。
- ・ 新規認定申請書を提出した環境（森林）事務所が分からない場合は、廃棄物・リサイクル課に電話（027-226-2863）によりお問い合わせください。

イ 申請手数料

- ・ 申請書に必要な県証紙を貼付してください。
（ア）新規認定申請 147,000円
（イ）変更認定申請 134,000円
- ※ 県証紙は、窓口の事務所の近隣において販売されています。
- ※ 申請手数料はいかなる場合も返却できませんので、注意してください。

（４）認定証の交付について

ア 申請書の標準処理期間

- ・ 標準処理期間（審査に必要な日数）は90日間（県の休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）及び補正に要する日数は除く。）です。
- ・ 申請書の内容及び審査の内容によって、処理日数が前後することがあります。

イ 郵送による交付

- ・ 認定証の郵送を希望する場合は、レターパックプラス又は返信用封筒（定形外封筒（角形2号）に450円切手を貼付したもの）を申請書等と一緒に提出してください。

ウ 従前の認定証について

- ・ 従前の認定証を有している場合は、新たに交付された認定証を受領後、従前の認定証を事務所に必ず返納（郵送可）してください。

エ 認定証の再交付について

- ・ 認定証を損傷し、焼失し、又は紛失した場合は、認定証の交付を受けた事務所において再交付を受けることができます。損傷した場合は従前の認定証を添えて所定の申請書により申請してください。申請手数料は400円です。

3 届出書の提出について

（１）変更又は廃止の届出

- ・ 特例認定事業者は、廃棄物処理法施行規則8条の38の7各号のいずれにも該当しない事項を変更した場合又は認定に係る事業の全部又は一部を廃止した場合は、その変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書の添付を必要とする場合には30日）以内に届け出なければなりません。

（２）届出書の提出

- ・ 提出先は、認定申請を行った事務所です。
- ・ 届出書の提出は、郵送でも受け付けています。郵送の場合は、次の手順に従ってください。
 - ① 届出書は、2部（届出者の控えを除く。）を提出してください。
 - ② 提出分の添付書類は原本としてください。原本の返却を希望する場合は、複写（コピー）を届出書に綴じ込み、同封してください（職員が原本を確認した後、返却します。）。
 - ③ 収受印押印後の届出書の控え又は添付書類の原本の返却を希望する場合は、返信用封筒（定形外封筒（角形2号）に必要な切手を貼付したもの）を同封してください。
 - ④ 認定証の書換えを要する場合※は、返信用封筒（定形外封筒（角形2号）に450円切手

を貼付したもの)を同封してください。

※ 名称や住所、代表者名など、認定証の記載事項が変更になる場合は、認定証が書き換えられ、新しい認定証が発行されます。

※ ③及び④については、返信用封筒（定形外封筒（角形2号）に必要な切手を貼付したものに代えて、レターパックプラスとすることも可能です。

- ・ 届出に手数料はかかりません。

(3) 従前の認定証について

- ・ 認定証の書換えが行われた場合又は認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合は、不要となった従前の認定証を必ず事務所に返納（郵送可）してください。

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請等に係る提出書類一覧表

提出書類

- 新規認定申請：廃棄物処理法施行規則様式第五号の二
 認定変更申請：同規則様式第五号の四
 変更又は廃止届出：同規則様式第五号の五

添付書類

- 新規認定申請：次の添付書類の全て
 認定変更申請：次の添付書類のうち変更の認定を受けようとする事項に係るもの
 変更又は廃止届出：次の添付書類のうち変更を届け出ようとする事項に係るもの

添付書類

	収	処	排
1 事業計画【別紙1】		●	
設置時に生活環境に与える影響を調査した項目の直近の測定結果(処分の用に供する施設が廃棄物処理法 15 条の許可を受けている場合に限る。)		●	
2 定款又は寄附行為	●	●	●
3 登記事項証明書	●	●	●
4 全ての子会社に係る株主名簿		●	
5 収集、運搬又は処分を行うに足る技術的能力を説明する書類			—
【収集、運搬】			
① 講習会修了証の写し(新規:5年以内、変更:直近) ※講習会の修了者 役員(監査役を除く。)又は政令使用人	●		
② PCB廃棄物を取り扱う場合には、PCB作業従事者講習会修了証の写し	●		
【処分】			
① 講習会修了証の写し ※講習会の修了者 役員(監査役を除く。)又は政令使用人		●	
② 技術管理者の資格を有することを示す書類(処分の用に供する施設が廃棄物処理法 15 条の許可を受けている場合に限る。に限る。)		●	
6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法【廃棄物処理法施行規則様式第5の3】	●	●	
7 決算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) 直近3年分	●	●	
8 法人税納税証明書(その1・納税額等証明書) 直近3年分	●	●	
9 誓約書【廃棄物処理法施行規則様式第5の3】	●	●	
10 (事業者が未成年である場合)法定代理人の本籍地が記載された住民票	●	●	
11 (事業者が未成年である場合)法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	●	●	
12 事業者の役員の本籍地が記載された住民票	●	●	
13 事業者の役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	●	●	
14 (政令使用人がある場合)政令使用人の本籍地が記載された住民票	●	●	
15 (政令使用人がある場合)政令使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	●	●	
16 業務執行役員の氏名、住所及び親会社から派遣されていることを示す書類		●	
17 (処分の用に供する施設が廃棄物処理法 15 条の許可を受けている場合)許可証の写し		●	
18 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図	●	●	
19 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(所有権を有しない場合は使用する権原を有すること)を証する書類	●	●	

20 かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたことを示す書類(2及び3の書類を除く。)	●
その他	—
(産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けている場合)許可証の写し	● ●
運搬車両の自動車検査証の写し	●
運搬車両の写真	●
(収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合)委託契約書の写し又は委託契約書案及び委託先の産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証の写し	●
(申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合)施設配置図	●
手数料 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 新規認定 147,000 円 認定変更 134,000 円	●

「収」とは、親子会社の中で「申請に係る産業廃棄物の収集、運搬を行う事業者」を指す。

「処」とは、親子会社の中で「申請に係る産業廃棄物の処分を行う事業者」を指す。

「排」とは、親子会社の中で「申請に係る産業廃棄物の収集、運搬を行う事業者」及び「申請に係る産業廃棄物の処分を行う事業者」以外の排出者を指す。

※ 留意事項

申請又は届出をする場合は、事前に提出予定先の事務所に受付日時を確認すること。